

※ 対象事業所の区分

- ・ 指定療養介護事業所
- ・ 指定生活介護事業所
- ・ 指定短期入所事業所
- ・ 障害者支援施設
- ・ 指定自立訓練(機能訓練)事業所
- ・ 指定自立訓練(生活訓練)事業所
- ・ 指定就労移行支援事業所
- ・ 指定就労継続支援(A型)事業所
- ・ 指定就労継続支援(B型)事業所
- ・ 指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）

参考
非常災害対策

令和5年度 指定障害福祉サービス事業者等自主点検表

事業所の名称		
事業所の所在地 及び 電話番号	鹿児島市	TEL
事業者の名称		
事業所番号	46	
指導年月日	令和 年 月 日	
記入担当者	職名	氏名

注：この冊子は、消防法等に基づく事業所等の対応状況を確認することを重点としており、各事業所等が適切に対応・改善されることを主旨としております。

【記入要領等】

A4両面印刷の形で提出してください。

非常災害対策

- 1 本表は各事項について自主点検を行い、その結果について「自己評価」欄の該当項目を○で囲むこと。
- 2 該当しない事項、又は前年度事例がない場合は「自己評価」欄を二重線で消すこと。
- 3 特に期日の指定がない事項については、前年度又は本表提出時直近月の状況について記入すること。
- 4 判断困難な設問が多数ある場合は、事前に判断困難な理由を整理し、実地指導時若しくは指導監査課に問い合わせること。
- 5 「着眼点」の欄が不足するときは、別葉に記載して添付すること。
- 6 添付資料については、A4版（監査資料サイズ）に統一すること。
なお、規程等について既に印刷物がある場合は印刷物で可とする。
- 7 関係のないページは記入する必要はないが、その場合は未記入のまま提出のこと。
また、一つの項目においてページ等の関係で2枚以上になる場合のページは、枝番をつけること。
- 8 各調書に類似した「着眼点」がある場合も、それぞれに記載すること。

【根拠法令等】

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号）
- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- (3) 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）
- (4) 鹿児島市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
(平成24年条例第52号) ※以降「サービス条例」と呼ぶ。
- (5) 鹿児島市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例
(平成24年条例第53号) ※以降「施設条例」と呼ぶ。

目 次

非常災害対策等

1	防災体制の状況	4
2	防災訓練の実施状況	8
(参考)	1 防災設備の整備状況	12
	2 防災訓練の実施状況	13

主眼事項	着 眼 点	自己評価																							
1 防災体制の状況	<p>(1) 防火安全対策計画(消防計画)を作成し(消防計画に変更があった場合は見直しの上), 消防署に届け出ているか。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>届 出 年 月 日</td> <td>平成・令和 年 月 日</td> </tr> </table> <p>(2) 防火安全対策計画(役割分担を含む。)は, 職員に周知しているか。 ※周知方法 ()</p> <p>(3) 防火管理者は, 有資格者が選任され, 届出をしているか。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>職名</td> <td></td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>届 出 年月日</td> <td colspan="3">平成・令和 年 月 日</td> </tr> </table> <p>(4) 夜間の勤務体制は, 適切なものとなっているか。 (※通所系事業所除く)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>夜勤者 人</td> <td>宿直者 人</td> </tr> </table> <p>ア 宿直者を配置している場合, その者の身分に○印をつけること。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>正規職員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宿直専門員(非常勤)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外部委託</td> <td></td> </tr> </table> <p>※外部委託先 ()</p> <p>イ 宿直者の宿直時間</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>宿直時間</td> <td>:</td> <td>~</td> <td>:</td> </tr> </table> <p>(5) 消防機関へ通報する火災報知設備は設置しているか。 ※設置場所を記載すること</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td> </td> </tr> </table>	届 出 年 月 日	平成・令和 年 月 日	職名		氏 名		届 出 年月日	平成・令和 年 月 日			夜勤者 人	宿直者 人	正規職員		宿直専門員(非常勤)		外部委託		宿直時間	:	~	:		いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
届 出 年 月 日	平成・令和 年 月 日																								
職名		氏 名																							
届 出 年月日	平成・令和 年 月 日																								
夜勤者 人	宿直者 人																								
正規職員																									
宿直専門員(非常勤)																									
外部委託																									
宿直時間	:	~	:																						

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>増築等があった場合、消防計画の見直しを行い、消防計画の変更を行うこと。</p> <p>また、消防計画は最新のものを整備しておくこと。</p> <p>消防計画、防火管理者の届出書類は、必ず所轄消防署の受付印が押印されているものを保管すること。</p> <p>最新の職員配置で作成しておくこと。部署ごとに責任者名を掲示しておくこと。</p> <p>防災計画の概要（非常対策編成表、緊急連絡網、避難場所避難誘導路及び消防用設備配置場所）を事務室、宿直室、廊下等の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>火災に対してだけでなく、地震に対する防災対策を消防計画に記載すること。</p>	<p>消防計画作成 (変更)届出書控</p> <p>避難誘導マニュアル等</p> <p>防火管理者選任届出書（控）</p> <p>防火管理者講習修了証書</p>	<p>消防法施行令第3条の2(防火管理者の責務)</p> <p>消防法施行規則第3条(防火管理に係る消防計画)</p> <p>サービス条例第71条第1項、施設条例第48条第1項</p> <p>サービス条例第71条第2項、同3項、施設条例第48条第2項、同3項</p> <p>社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について(昭和55年1月16日社施第5号)</p> <p>消防法第8条(防火管理者の選任)</p> <p>消防法施行令第3条(防火管理者の資格)、同4条(総括防火管理者の資格)</p>
<p>防火管理者の変更があった場合は、所轄の消防機関に届け出ること。</p> <p>自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備等、必要な警報設備が設置されていること。</p> <p>(消防機関へ通報する火災報知設備)</p> <p>火災が発生した場合に、起動ボタンを押すによって、録音された音声を自動で消防機関に通報する設備で、電話回線を使用します。</p> <p>録音した音声に、施設の住所や名前が登録されており、消防機関への迅速な通報が可能になります。</p>		<p>消防法施行令</p> <p>第21条(自動火災報知設備)、第22条(漏電火災警報器)、第23条(消防機関へ通報する火災報知設備)、第24条(非常警報器具又は非常警報設備)</p> <p>サービス条例第71条第1項、施設条例第48条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	自己評価					
	<p>(6) 消防設備は整備され、また、これらの設備について、専門業者により法定点検が行われ、記録を整備しているか。</p> <p>12ページに防災設備の整備状況を記入すること。</p> <p>業者委託による点検状況</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">実施年月日</td><td>令和 年 月 日</td></tr> <tr> <td>令和 年 月 日</td></tr> <tr> <td>消防署への報告年月日</td><td>令和 年 月 日</td></tr> </table>	実施年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	消防署への報告年月日	令和 年 月 日	いる・いない
実施年月日	令和 年 月 日						
	令和 年 月 日						
消防署への報告年月日	令和 年 月 日						
	<p>(7) 消防設備等の前及び避難路に物品などが置かれていないか等、自主点検を行い記録を整備しているか。</p> <table border="1"> <tr> <td>令和4年度の自主点検実施回数</td><td>回</td></tr> </table>	令和4年度の自主点検実施回数	回	いる・いない			
令和4年度の自主点検実施回数	回						
	<p>(8) 重油、灯油及びプロパンガス（LPG）等の管理は適切か。</p>	適・否					
	<p>(9) 消防署の立入検査がいつあったか。</p> <table border="1"> <tr> <td>消防署立入検査実施年月日</td><td>平成・令和 年 月 日</td></tr> </table>	消防署立入検査実施年月日	平成・令和 年 月 日				
消防署立入検査実施年月日	平成・令和 年 月 日						
	<p>(10) 消防署の立入検査で指摘があったか。</p> <p>「ある」の場合、指摘事項及び改善措置について記載すること。</p> <table border="1"> <tr> <td>(指摘内容)</td></tr> <tr> <td>(指摘に対する改善状況)</td></tr> </table>	(指摘内容)	(指摘に対する改善状況)	ない・ある			
(指摘内容)							
(指摘に対する改善状況)							
	<p>(11) 職員及び入所者に対し、火気の取扱い、出火等災害発生の際の心構え等の防災教育を実施しているか。</p>	いる・いない					

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>消防用設備の点検結果を 1 年に 1 回、消防署へ報告すること。 (点検期間) 機器(外観・機能)点検… 6か月毎 総合点検… 1年毎</p>	消防用設備等点検結果報告書	消防法第 17 条の 3 の 3 消防法施行規則第 31 条の 6(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)、平成 16 年消防庁告示第 9 号
<p>チェックリスト等を作成し、自主点検を行うこと。 非常口に物品等が置かれ、避難に支障がないこと。</p>	消防設備自主点検表	
<p>指摘がない場合でも、検査状況・講評等を記録し、日常の自主点検等に生かすこと。</p>		消防法施行令第 35 条(消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等)
<p>常日頃から防災に対しての意識の高揚に努めること。</p>		

主眼事項	着 眼 点	自己評価												
	(12) 立地環境に応じ、個別に非常災害に対する具体的計画を立てているか。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>地震</td><td>いる・いない・対象外</td></tr> <tr><td>火災</td><td>いる・いない・対象外</td></tr> <tr><td>風水害</td><td>いる・いない・対象外</td></tr> <tr><td>火山災害</td><td>いる・いない・対象外</td></tr> <tr><td>津波</td><td>いる・いない・対象外</td></tr> <tr><td>その他 ()</td><td>いる・いない・対象外</td></tr> </table>	地震	いる・いない・対象外	火災	いる・いない・対象外	風水害	いる・いない・対象外	火山災害	いる・いない・対象外	津波	いる・いない・対象外	その他 ()	いる・いない・対象外	いる・いない
地震	いる・いない・対象外													
火災	いる・いない・対象外													
風水害	いる・いない・対象外													
火山災害	いる・いない・対象外													
津波	いる・いない・対象外													
その他 ()	いる・いない・対象外													
	(13) (12)の具体的計画の内容について、従業者及び利用者に分かりやすく掲示しているか。	いる・いない												
	(14) 非常時及び夜間・休日における関係機関への連絡・避難体制は整備されているか。 また、地域社会との連携を図ることにより、非常災害時に地域住民の協力を得られる体制づくりに努めているか。	いる・いない いる・いない												
	それらの取組を定期的に従業者に周知しているか。	いる・いない												
	(15) 緊急時、要援護者の迅速かつ適切な受け入れについて、市と「福祉避難所」として協定を締結しているか。	いる・いない												
2 防災訓練の実施状況	(1) 消火訓練及び避難訓練を年2回以上（防火管理者を置かない事業所にあっては、定期的に）実施しているか。 13ページに防災訓練の実施状況を記入すること。	いる・いない												
	(2) 夜間又は夜間想定訓練を年1回以上、かつ昼間訓練を年1回以上実施しているか。（※通所系事業所除く。防火管理者を置く事業所に限る）	いる・いない												
	(3) (1)の訓練を実施する場合には、あらかじめその旨を消防機関に通報しているか。	いる・いない												
	(4) 訓練時には、消防署の立会協力を得ているか。	いる・いない												
	(5) 訓練後の消防署の講評についても、記録しているか。	いる・いない												
	(6) 訓練結果について検討を行い、次回の訓練及び消防計画等に反映させているか。	いる・いない												

チェックポイント	関係書類	根拠法令
<p>夜間・休日における防火管理体制を明確にしていること。</p> <p>① 災害時の役割分担の徹底・明確化 ② 連絡先の明確化 特に夜間時等の協力を依頼すること。</p>		サービス条例第 71 条第 4 項、施設条例 第 48 条第 4 項
<p>地域における社会福祉施設等の役割を明確にしておくこと。</p> <p>空きスペースを福祉避難場所として活用すること。</p> <p>要援護者の緊急一時入所などの受け入れについては、既存スペースの活用方法及び定員を超過した利用等について検討し、受け入れ人員を明らかにしておくこと。</p> <p>災害に備え、普段からやっておきたいこと。</p> <p>例：・施設行事・イベントの地域開放 ・施設ロビー、食堂の地域開放 ・施設運営ボランティアの活用 ・災害時ボランティアの事前登録 ・災害時協力井戸の確保 ・施設運営関連業務委託業者との災害時協力協定の締結</p>	<p>○消火訓練・避難訓練実施記録 ○消火訓練・避難訓練通知書</p>	○消防法施行規則第 3 条第 10 項(訓練年 2 回)、同 11 項(訓練前通報)

主眼事項	着 眼 点	自己評価				
	<p>(7) 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携を図っているか。</p> <p>(8) 関係機関への通報及び連携体制の整備をしているか。</p> <p>(9) 地域防災計画及びハザードマップ等に基づいた効果的な防災訓練を実施しているか。</p> <p>(10) 水防法及び土砂災害防止法に基づく洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練を実施しているか。</p> <table border="1" data-bbox="579 797 1040 898"> <tr> <td>洪水時</td> <td>いる・いない・区域外</td> </tr> <tr> <td>土砂災害時</td> <td>いる・いない・区域外</td> </tr> </table>	洪水時	いる・いない・区域外	土砂災害時	いる・いない・区域外	<p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p> <p>いる・いない</p>
洪水時	いる・いない・区域外					
土砂災害時	いる・いない・区域外					

チェックポイント	関係書類	根拠法令
日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。		サービス条例第 71 条第 5 項、施設条例第 48 条第 5 項 サービス条例第 71 条第 3 項、施設条例第 48 条第 3 項
それぞれの区域内にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者は「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波）」（R4.3 国交省）等を参考に避難確保計画を作成し、障害福祉課に届け出ること。	○避難確保計画 ○避難確保計画作成（変更等）報告書 ○避難確保計画チェックリスト ○訓練実施結果報告書	水防法第 15 条の 3 第 1 項、土砂災害防止法第 8 条の 2
<p>職員及び入所者に対して避難場所、避難経路など避難時における知識を周知させるとともに、非常時には迅速かつ安全に避難を行えるよう有効な避難訓練を適宜実施すること。 （「社会福祉施設における防災対策の強化について」昭和 58 年 12 月 17 日社施 121 号）</p>		
<p>自力避難が困難な者が多数入所する施設においては、下記防火安全対策の強化に努めること。 また、他の施設についても、以下の事項に準じ、施設の実態に応じた防火安全対策の強化に努めること。 ①火災発生の未然防止、②火災発生時の早期通報・連絡、③初期消火対策、④夜間防火管理体制の充実、⑤避難対策等、⑥近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保</p> <p>避難訓練の実施に当たっては消防機関の協力を得て行うよう努め、特に自力避難困難者の避難・救出訓練及び夜間における避難に重点を置いた訓練等実態に即した訓練を定期的に実施すること。 職員には避難訓練と併せて消火訓練等も行わせ、平素から消防設備等の操作について熟知させておくこと。 職員に対しては、火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督、防災意識の高揚に努めるとともに、入所者に対しても常日頃から防災に対する意識の高揚に努めること。</p> <p>（「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」昭和 62 年 9 月 18 日社施 107 号）</p>		

(参考)

1 防災設備の整備状況（6ページ参照）

※防災設備平面図を添付すること。

施 設 ・ 設 傷		消防法令による設備義務の有無	整 備 状 況
防火設備	避難階段	有・無	有（箇所）・無
	避難口（非常口）	有・無	有（箇所）・無
	居室、廊下、階段等の内装材料	有・無	適・不適
	防火戸、防火シャッター	有・無	有（箇所）・無
消防用設備	消火器又は簡易消火用具	有・無	有・無
	屋内消火栓設備	有・無	有（箇所）・無
	スプリンクラー設備	有・無	有・無
	屋外消火栓設備	有・無	有（箇所）・無
	自動火災報知設備	有・無	有・無
	ガス漏れ火災警報設備	有・無	有・無
	漏電火災警報器設備	有・無	有・無
	消防機関へ通報する火災報知設備	有・無	有・無
	非常警報器具又は非常警報設備	有・無	有・無
	避難器具（すべり台、救助袋）	有・無	有（箇所）・無
誘導灯及び誘導標識	有・無	有（箇所）・無	
消防用水	有・無	有・無	
非常電源設備	有・無	有（箇所）・無	
カーテン・布製ブラインド等の防炎性能	有	有・無	

(根拠法令)・防火設備・・・建築基準法、建築基準法施行令

・消防用設備、カーテン・布製ブラインド等の防炎性能・・・消防法、消防法施行令

2 防災訓練の実施状況（8ページ参照）

実施日	内容	夜間 又は 夜間想定	消防署 へ届出 の有無	実施記録 の有無	備考
令和 年 月 日	避難 消火 通報		有・無	有・無	
令和 年 月 日	避難 消火 通報		有・無	有・無	
令和 年 月 日	避難 消火 通報		有・無	有・無	
令和 年 月 日	避難 消火 通報		有・無	有・無	
令和 年 月 日	避難 消火 通報		有・無	有・無	
令和 年 月 日	避難 消火 通報		有・無	有・無	
令和 年 月 日	避難 消火 通報		有・無	有・無	
令和 年 月 日	避難 消火 通報		有・無	有・無	
令和 年 月 日	避難 消火 通報		有・無	有・無	

- (注) 1 前年度及び前々年度の実施状況を記入すること。
- 2 「内容」欄は、該当するものを○で囲むこと。
 - 3 「夜間又は夜間を想定」欄は、実施日に、○を記入する。
 - 4 自然災害に対する訓練の実施は備考欄に記入すること。
 - 5 消防署の立会い、指導を受けた日は備考欄に記載すること。